

公 示

関税法第69条第1項の規定に基づき、小名浜税関支署管内における輸出入貨物の検査場所を下記のとおり指定し、平成30年4月1日から適用することとしたので、公示する。

なお、関税法第69条第1項の規定に基づく小名浜税関支署福島空港出張所における輸出入貨物の検査場所を指定する公示（平成16年小揭示第2号）は、廃止する。

平成30年3月30日

小名浜税関支署長 星野 司

記

小名浜税関支署管内における輸出入貨物の検査場所

- 1 小名浜税関支署、小名浜税関支署相馬出張所及び小名浜税関支署福島空港出張所構内
- 2 保税地域
- 3 福島空港ビル国際線チェックインカウンター（出国旅客携帯品搬入口を含む。）

ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年8月条約第25号「ワシントン条約」）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（同条約第15条3及び第23条2の規定により日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、小名浜税関支署福島空港出張所構内及び同出張所管轄区域内の保税地域に限る。